平成２７年（フ）第５８号
長野県飯田市鼎下山714番地６
債務者　吉崎　年則
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２７年（フ）第６８５号
京都府八幡市橋本東浄土ケ原22番地の１　サンハイム神永105号
債務者　西部　美彦
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２９９号
兵庫県加古川市加古川町粟津754番地の５　サンシャインロイヤルオクウチ505号
債務者　中田　　進
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３１８号
兵庫県姫路市飾磨区妻鹿864番地
債務者　岡本　甲子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第３３０号
兵庫県姫路市東延末１丁目84番地姫路マンション103号
債務者　渡邊　勇人
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第５５７号
広島市安芸区中野３丁目14番45号
債務者　山本　雅子
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５７２号
広島市安佐南区川内１丁目26番26―３号
債務者　小畠　秀昭
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９１号
広島市西区鈴が峰町42番６―406号　市営住宅
債務者　豊島　由紀
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５９９号
広島市安佐北区口田１丁目７番３―302号
債務者　下戸　英夫
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１９３号
愛媛県松山市南久米町243番地１　第１ゴトービル803号
債務者　西本　正吉
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
松山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第４１２号
熊本市南区良町５丁目11番10―206号　パークハイツ御幸206号
債務者　村上ルミ子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月10日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１７１号
長野県松本市出川町10番15号
債務者　保坂　浩司
1　決定年月日時　平成27年９月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第１０３号
徳島県板野郡藍住町徳命字名田68番地８、旧住所兵庫県加古郡稲美町岡256番地の11
債務者　砂川　隆幸
1　決定年月日時　平成27年９月10日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１５１号
徳島県板野郡北島町新喜来字ヒカタ13番地32、旧住所徳島県鳴門市大麻町板東字栄女78番地
債務者　坂　智恵美
1　決定年月日時　平成27年９月10日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月11日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
秋田県仙北市田沢湖生保内字武蔵野41番地32
債務者　草彅華陽子
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第３５号
茨城県かすみがうら市牛渡912番地
債務者　山口　裕樹
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第１３５号
茨城県土浦市並木５丁目4112番地１　プロムナードクボタＣ102
債務者　大森　正敬
1　決定年月日時　平成27年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年11月13日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係